

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び業者の住所

栗原工業株式会社	大阪府大阪市北区角田町1-1
株式会社かんでんエンジニアリング	大阪府大阪市北区中之島六丁目2-27
株式会社きんでん	大阪府大阪市北区本庄東二丁目3-41
住友電設株式会社	大阪府大阪市西区阿波座二丁目1-4
株式会社サンテック	東京都千代田区二番町3-13
日本リーテック株式会社	東京都千代田区神田錦町一丁目6
川北電気工業株式会社	愛知県名古屋市中区栄四丁目6-25
山加電業株式会社	東京都豊島区南池袋一丁目10-13
株式会社四電工	香川県高松市松島町一丁目11-22
安積建設株式会社	大阪府枚方市田口四丁目59-8
株式会社弘電社	東京都中央区銀座五丁目11-10

2. 指名停止措置期間

栗原工業株式会社	平成26年4月4日～平成26年10月3日（6ヶ月）
株式会社かんでんエンジニアリング	平成26年4月4日～平成26年8月3日（4ヶ月）
株式会社きんでん	平成26年4月4日～平成26年8月3日（4ヶ月）
住友電設株式会社	平成26年4月4日～平成26年6月3日（2ヶ月）
株式会社サンテック	平成26年4月4日～平成26年6月3日（2ヶ月）
日本リーテック株式会社	平成26年4月4日～平成26年6月3日（2ヶ月）
川北電気工業株式会社	平成26年4月4日～平成26年6月3日（2ヶ月）
山加電業株式会社	平成26年4月4日～平成26年6月3日（2ヶ月）
株式会社四電工	平成26年4月4日～平成26年6月3日（2ヶ月）
安積建設株式会社	平成26年4月4日～平成26年6月3日（2ヶ月）
株式会社弘電社	平成26年4月4日～平成26年5月3日（1ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲 東北森林管理局管内

4. 事 実 概 要：

当該事業者は、関西電力株式会社が発注する特定架空送電工事及び特定地中送電工事において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、平成26年1月31日、公正取引委員会から同法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令及び同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金納付命令を受けた。このことが、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号（独占禁止法違反行為）の条項に該当し、契約相手方として不適当であると認められるとして、近畿中国森林管理局より1ヶ月から6ヶ月の指名停止処分を受けた。

5. 指名停止措置理由：

上記のことは、「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」別表第2贈賄及び不正行為等に基づく措置基準第16号（不正又は不誠実な行為）に該当し、契約相手方として不適当と認められるため、本件については1ヶ月から6ヶ月の指名停止措置とするものである。

〈工事請負契約指名停止等措置要領の制定について〉

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件

（不正又は不誠実な行為）

16 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。

問い合わせ先

東北森林管理局

秋田県秋田市中通5-9-16

総務企画部 経理課長 剣持 賢一 電話018-836-2070